

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和4年 9月28日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和4年 9月28日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員長	岩永政則	副委員長	浦川圭一
委員	金子恵	委員	堤理志
委員	河野龍二		

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	山口憲一郎	副議長	西岡克之
----	-------	-----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	青田浩二	議事課長	福本美也子
係長	江口美和子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 一人一役について
- (2) その他

開会 9時29分

閉会 11時06分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達していますので、ただ今から議会運営委員会を行います。本日はタブレットの件も予定しておりましたけども、先進地の研修を10月の週に行うということでございますので、その後改めて開催してタブレットについては決定をしていきたいということでご理解いただきたいと思います。従いまして、本日は一人一役を議題といたします。ちょっと経過を申し上げますと、去る4月20日の会議におきまして、1月28日の協議内容を局長より報告したのちに別表を示して協議をしてまいりました。結論は得ず次回再度協議することとなり、本日の会議となつたわけでございます。前回の協議状況を整理しておりますので、確認を含めて局長より説明をさせます。

青田事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

こちらの別表をご覧ください。こちらが4月20日に協議をしていただいて決定をされたものになっております。網かけ部分が一人一役に該当するということで、こちらの役職の方が一人一役ということになっております。そして、上の議長、副議長、常任委員長、委員長等につきましては、こちらは議会の方で選出するということで、長崎県後期高齢者医療広域連合議員以下につきましては、他団体から依頼があったものについての一人一役ということで、その依頼文書をこちらの資料の方に綴っております。それでこの中で、西彼中央土地開発公社理事という分の依頼文書がありませんけれども、こちらにつきましては西彼中央土地開発公社から町長の方に依頼文書が来ています。本来ならば町長部局から文書が届かないとおかしいんですけども、慣例ということで口頭での依頼になっているみたいで、来期からはちゃんと文書をもらうようにしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

以上で説明を終了します。再度、協議に入ります。本日決定をし、協議はこの一人一役についてはできれば本日をもって終了したいというふうに考えております。よろしくご理解をお願いしたいと思いますが、どうしても話がまとまなければ次回に行くことも当然でありますが、できれば今日終了したいというふうに思っております。協議を進めやすくするために前回を振り返り、それを含めて私より今日までの経過及び具体的な考え方を申し上げます。今局長が申し上げたようなことと重複をいたしますけども、よろしくお願いしたいと思います。一人一役の考え方ですが、選挙とか、あるいはいろんな根回しとか、あるいは動きがありまして、特定の人が1人で何役もし、報酬も得るよ

りは、みんなで手分けをしてその任に当たることがより民主的であるということが、一人一役の狙いだろうというふうに思います。これはもう前回も確認したとおりでございます。そこで1つには、議会で選出しなければならない役職、これ、先ほど局長が言ったとおりです。議長以下委員長、それから町などから要請を受けて選出をする役職、これがここにありますように、これも局長が言ったとおりなんですね。それからそれに伴って、その役職に対しては別途報酬が与えられるわけです。従いまして、この3点セットをもって一人一役という考え方でいければというふうに思います。よって再度確認で申し上げますが、別表を見ながらお聞きをいただきたいと思います。1つにはこの議会が選出をするもの。これは、報酬も改めてこういただきるもの、そういうことを申し上げますと、議長職が1、副議長職が1、各総務厚生、産業文教、議会広報広聴常任委員長、それから議会運営委員長、これら6名が議会で選出をし、これを一人一役にということでございます。これはもう前回決まったとおりなんですね。それから2つには、先ほど申し上げますように他団体からの要請に基づいて選出をするということについては、今局長が別紙をホチキスで留めて差し上げておりますが、その中に西彼中央土地開発公社については慣例で公社から町長宛てには文書を出しておるそうなんですが、福祉協議会等後で出てまいりますけれども、直接公社から議會議長宛てに要請があつて何ら問題がないということ等もありますので、それらについては改めて口頭ではなくして文書でもらうようなことで事務手続をさせたいというふうに思います。他団体からの要請については監査委員1名、2人のうち1名を議会議員ということになるわけです。従って、この前決めていただきましたように議会から選出するということにしましたので、要請についての1つは監査委員。それから土地開発公社、議長他1名ですね。それから環境施設組合が4人、後期高齢者が1人、都市計画審議委員、民生委員推薦会の委員、これも前回入れていただいております。追加で出てまいりますのが、今回別紙で差し上げております社会福祉協議会ですね。これも議長宛てに別紙のようによく要請があつて、それを受けて福祉協議会の理事で推薦をしておりますので、それをこの別表の中の民生委員推薦会委員の下に挿入をお願いしたいと思いますが、赤字ででもいいですけども社会福祉協議会理事1名を挿入をお願いしたいと思います。そこで、今まで申し上げましたのは、前回決めていただいたものに福祉協議会を挿入したということですから、改めて社会福祉協議会についてどうするかということを本日は決めていただければ、話はもう終了するということになるわけなんです。そこで、1つの考え方として、社会福祉協議会が追加されますので17役となるわけです。上の方が6人、下が11人になると思いますけどもね。そういうことで、社会福祉協議会を選ぶために1人調整をしないといかんということになるわけなんですね。そういうことで、1つの案として、社会福祉協議会は従来どおり議長できておったのが、ここ何年かは副議長になっております。議長が了解をした中で副議長が就任しているという経過がございます。従いまして、この際一人一役についての社会福祉協議会は、議長にするのかどうするかというのが1つ。そうします

と、これが決まりますと今日の話はもうこれで終わりということになるわけです。ところが、社会福祉協議会は議長にしなくて、もう1つは後期高齢者については先の全員協議会で議長に改めて決まっておりました。それを議会運営委員会では、今はこの別表にありますように総務厚生から選ぶということにしておりますので、これを議長にして、そして社会福祉協議会は、福祉ですから総務厚生なら総務厚生から選ぶということにしますと、これで話は終わりということになります。この辺りを今日、協議をいただきたいということで若干詳しく申し上げましたけども、以上私の方から発言はこれで止めますので、あと社会福祉協議会の追加によってどうするかということを今から意見を出していただきたいと思います。お分かりでしたでしょうかね。何かご意見ございましたら出していただきたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと今提案されたのとは違って、資料の整理なんすけども、私が記憶違いだったら申し訳ないんですが、西彼中央土地開発公社は、この選任方法のところは総務厚生常任委員会で選任というふうになっていますが、土地に関わる問題ですから産業、所管は財政課になるんですかね。だけども土地に関わる問題だから産業文教から選任してもいいんじゃないかなと、そういう意見になっていたんじゃないかなと。ここが最終的にどうなっていたかちょっと私も記憶が定かじゃないんですけど、それどうだったですかね。ちょっと確認してもらえばと思います。

○委員長（岩永政則委員）

副委員長。

○委員（浦川圭一委員）

確かにそういう話があって、私の記憶では土地に関するものであっても必ずしも産業文教に関わるものではないものもありますので、例えば福祉用地とかですね。そういうことでやっぱり所管があるこちらにした方がいいんじゃないのかなというような話にならなかつたかなというふうに、かすかにですが記憶しとるんですが。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか、他の委員の方。今、副委員長が言いますように、私の記憶も今のとおりだろうとは思います。他にございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そこが確認できればと思っていたんですけど。例えば、下の委員会構成のメンバーですね。これでいくと、例えば総務厚生常任委員会から選ぶってなると、民生委員が2人、土地開発公社が1人、後期高齢者ってなると、この時点で多分ダブルの役が出るんじゃないかなと思うんですよね。だから、そこをどうするかというところも含めて考えた方がいいのかなと。失礼しました。間違えていました。ここ、選任方法が全協で選ぶとなつ

ていますから、それは可能なわけですね。産業文教から民生委員の推薦委員を選ぶというのは可能なわけですね。そしたらそれで了解しました。先ほどの委員長からの提案の分ですけど、1つは後期高齢者の問題ですが、やっぱり私この間、議長の業務量を見てて、他のこういう議会に行ってもらうというのはなかなか大変な状況、特に今、県の町村議長会の会長、九州の町村議会の会長というふうになっているわけで。たまたま今の議長がそういう仕事になっているのかもしれませんけども、いわゆる特にそういう団体に入るとこの職が付く可能性があるわけですね、我々が知らないところで。そういう意味では、後期高齢者の広域連合議会はこれまでどおり、これまでどおりといいますか、いったん議長に行ってもらうというふうにしましたけど、やはり議会から選出するというふうにした方がいいと思っています。これは変わってないです。あと、社会福祉協議会の理事がそうなるとダブってくると言われましたけども、ここも場合によっては副議長にそのまま行ってもらうかというふうに。例えば土地開発公社理事は議長が1つ重なるですから、副議長にも1つぐらい重なる部分もあってもいいのかなというふうに思いますんで、そういう配慮をすれば一人一役が回るのかなと、ちょっと勝手な考えですけど、そういうふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

良い提案が今ですね、考え方が出ました。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

社会福祉協議会の理事は先ほどの委員長の話をずっと聞いて、まず出すか出さないかから決めるんだということじゃなかったんですかね、違うんですか。もう出すことは決まっているんですかね。そうなんですか、分かりました。

○委員長（岩永政則委員）

社会福祉協議会につきましては、ずっと以前から議長宛てに要請があつていたそうです。私も今回初めてこの文書のとおり、毎回来ていたものを私の認識で來ていなかつたのかなと思っていたんです。従来は議長が就任をしていたことは、ずっともう十数年前から私は知つておったんですが、ただ、途中でいろいろあって変わって、そして今は先ほど言いますように山口議長と協議をした結果、副議長によろしくお願ひしますということの発言をもつて、今副議長が就任をしているということを先ほど申し上げたわけです。だからその点を、従来どおりになつてましたんですが、こここの記載が漏れておりましたので、ここに1人、この表の中にまず挿入をいただいて、そして選出をどうするかということをお願いしたいということで申し上げたところです。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

今委員長が言つたように、社会福祉協議会の方から依頼文書がちゃんと正式に来ます。ただ、従来は今委員長が言つたように、もう議長が行くものということで行

っていたんです。それで、途中でちょっと流れが変わったということは私も知っているんですけど、私の代になってからはそういう依頼文がちゃんときました。それで、ただですね、こういうことを決めてなかったもので、ただ議長が行くのかなっていうこともありまして、それでその文書が来るタイミングが議会運営委員会を開いてという期間もないままにそういう私の判断で、今回の場合は決めさせてもらったという経緯があります。それで私もいろいろ役がたくさんありますので、副議長の方がそういったことで経験をされておられましたので、そうしたら「副議長お願ひできませんでしょうか」ということでそういう経緯で決めておりますので、ちゃんとこの場で決めていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。終わります。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

一人一役の両常任委員会での、言えば数合わせ、人数を当てはめていくのに、この社会福祉協議会の分なんですけど、4月20日の議運の資料で選任規定というのを頂いた中で、その中には町議会（1）の学識経験者の中の1人ということで、別に議長とか副議長とか常任委員会の委員長とかそういうの全て決められていないので、本当一人一役として関係をするといえば総務厚生常任委員会からということになるんですけども、それでもそこはもうフラットにしてから考え直してもいいんじゃないでしょうかね、と私は思います。ちょっと1人余るとかいうふうになるかもしれないで、となるとちょっと私もいろいろ言えないんですが、全てを普通に考えていいと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私、これは議論にはなったとは記憶しているんですが、出そうということに決まりましたかね、これは、正確に。基本的に私は、多額の補助金を出しているもんですからね、理事会でどういう話をされるかというのは私は分からんんですけど、補助金を多額に出している先の理事を議員が兼ねるべきかなというのが、ちょっとこう頭にあるもんですからね。ここは出すということがもう正式に議運の中で決まったんだということであれば、もうそのどっから出すかという議論に入つていいかと思うんですけど、決まりましたかね。私はどうもその記憶が無かったものですから、ちょっとこうお聞きをしています。

○委員長（岩永政則委員）

決まりましたかという今の質問なんで、私が申し上げますと、今まで議論をしておりませんでしたので、この一覧表に挿入をお願いしたいということで申し上げたわけです。ところが、もう少し具体的に言いますと、社会福祉協議会の設立の定款に議会からも出すように定款上うたってあるわけです。それでそれを事務方としてはまともに受けて、

そして議長宛てに従来どおり、従来もこういう形で依頼文が来て、それで議長の方で職権で議長が出ておられたわけですよね、従来は。ところがここ何年かの中で若干こう変化がありまして、それで今まで議長の職権でしておったものを、今回この追加をお願いして、それで一人一役の中にちゃんと位置付けていった方が良いだろうということについて私の方で申し上げたわけです。だから決まったかと言われますと、出さなければいけないわけです、これは。だから、その点はあえて議決をするとか、決定するとかしないとかの問題じゃなくして、従来も出しておったものがこの表に漏れておりましたので追加をお願いしたいという意味を申し上げて、それで推薦も今後ともしていこうということありますので、決めたか決めんかということじゃなくして、従来どおり出しておったものを表に入れさせていただきたいということなんです。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

条例で定めがある監査委員ですら出すか出さんかの議論をしたわけですから、ここは一応議論をしてから決めていいんじゃないですか、出すか出さんか。それで出すとなれば、それならどっから出すかということで入っていった方が私はいいのかなと。向こうの定款にあるとかなんとか、そういうのはもう出さんってなれば変えられる話ですので、そこを一応しっかり議運で出すように、今まで従来どおり出すように決めましたという前提で、いった方がいいんじゃないのかなと思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

分かりました。監査委員につきまして、この前から申し上げましたように平成30年に自治法の改正があって、今まで議会から1人ということで条例も法律もそうなっておったものが、今は議会から出すということで30年の議運で決まったわけですね。それで全協でもその旨報告して、それで5年からの就任はどうするかというのは次の議運に引き継ぎますということで、それを受けて法律改正で議会から選出するということを選出しないことができるというような、しなくともいいですよという法律改正があつたからあえて議運でどうしましょうかという議論になったということを、もう1回理解をいただきたいと思います。ただ、それはそれとして、追加になりますので皆さんどうでしょうかということを今決めたが良いんじゃないですかということですから、決めて結構ですので今から諮りたいと思いますが、従来どおり福祉協議会を追加して成立するということで、皆さんいかがですかね。いいですか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

浦川委員が言われるところも理解するところですよね。お金が出ている所に議員がそこに参加してというのは、前のいわゆるその条例の関係なんかで、そういう部分もあつたんで、そこは出してもいいというふうになったのはなったですよね。いろんなこの町の諮問委員会のところはですね。こここの部分はじゃあどうするかというところは、全く

別の機関なんで判断していいのかなと思うんですけど、もう出さないと何か不利益っていうかデメリット部分があるのかですね。どうしても出さないといけない、確かに選任規定の中には入っていますよね、町議会が1名というふうに。これ出さないと何かやっぱり問題というか、課題が出てくるのかですね。ちょっとそこら辺がよく分からぬもんで判断しようがないですね、何か。どうなんですかね。それこそ議長に来て、出さないというふうな判断ができるものなのですね。ちょっとそこら辺もよく分からないです。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

過去の私の記録をちょっと遡って見ていたら、令和4年4月20日の議会運営委員会でこの件を議論しているんですよね。で、私もちょうど記憶の中じゃ定かじゃないんだけども、県に社会福祉協議会から指導要請があつて、1つの根拠で、一人一役に加えている云々というのがあって、ちょっと手書きで全員協議会で点々々と書いているんですよ。で、全協で多分ね、議論、もしかしてこの辺りは皆さんの合意を図つたのかもしれない、1回確認をされた方がいいんじゃないかな。何かもしそうだったらまた議論をひっくり返す形になるので、ちょっと確認された方がいいのかなという気がします。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

同じく私もメモをしていた分が、議長を選任する、別表には入れないっていうふうに記録をしているんですね。ですから、それ4月20日の議運の会議録でちょっと確認をして欲しいのが1点。社会福祉協議会の議会からの選任は（1）町長から依頼があるということで、それに対してここで決まったかどうか、ちょっと私もすいません、記憶が定かでないんですけど、議長を選任する、別表には入れないっていうふうに、いったん社会福祉協議会の分は決まったようですが。もう1点が、浦川委員が出すか出さないかというところは、結局ちょっと議論が元に戻るのかもしれないんですけど、私多分そのときの意見の中で、この一人一役のことについて長与の社会福祉協議会の方にちょっと聞いたことがあったんですね。で、町議会の議員がどういう立場で来ているかと言つたら、学識経験者ということで1人入れていますと。「じゃあもし議員が来なかつたら、入らなかつたらどうなるんですか」ってお聞きしたところ「どちらでもいいです」って。学識経験者、そういう人を別に増やせば、定員が4名だからそれを増やせばいいことで、町議会から出ないという選択は別にいいんじゃないですかっていうお話はちょっとしたことがあります。だから、その出す出さないの議論に、元に戻すのであれば、そういう話があったというのをもう一度意見をさせてください。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

青田局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

4月の議会運営委員会で、まず先ほど金子委員が言われました民生委員と社会福祉協議会の役員並びに評議員選任規定ということをお配りして、この中でこういった分に載っている分につきましてはもう選出をしなければいけないということで議論をされたと思います。で、その後その選任方法につきましては、社会福祉協議会の理事につきましては、選任方法としましては幅広い業務であるので議長が適切ということで、議長を選出するということで決められております。そして、ちょっと会議録を読みますけれども、「今、社会福祉協議会の理事と民生委員の推薦会の2人のことに議論をいただいておったんですが、1つは社会福祉協議会につきましては議長職とすることとし、なぜしたのかと言いますと、社会福祉協議会は幅広い業務であって議長職が適切であろうということから、そういうふうに決定をしていきたいというところまで、今なりました。この点、ご異議ありませんかね」ということで、異議なしという声が入っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いろいろですね、今局長からありましたように4月20日の議事録を見ますと、社会福祉協議会については議長にするということで決定済みだという議事録の今表明がありましたので、それについてそのとおりだろうと思いますので、この一人一役の表にはもう入れないということで、再度確認をしたいと思いますが、いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それじゃこの表には社会福祉協議会については、私提案を申し上げましたが、もう入れないということに決定をされました。従いまして、そうしますとほぼ16名の方々が当たるということですから、ここで決めていただいたとおり全協に報告をしたいというふうに思います。いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、それではそのとおりさせていただきたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

すいません、度々。この表の整理の仕方、今確認できたんでさらに整理していただけたと思うんですけど、例えば広報広聴常任委員長の下の副委員長、この枠はもう要らないですよね。この常任委員長の副委員長の枠も外しますんで、議会運営委員会委員長の副委員長の枠ももう要らないですよね。そういうふうにちょっと外してみて、そうなると議会運営委員と広報広聴常任委員も要らないのかなと。もう一人一役だけの枠にしてしまえば、分かりやすいのかなというふうに思いますんで、できればそういうふうに整理していただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

青田局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

この表につきましては、各委員なり、役職の選任方法を書いております。その中で、一人一役に当てはまるものについては網かけをしているということになっていますので、こちらの方は全部残していきたいと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうすると、常任委員会の副委員長も入れないといけないことになりますよね。常任委員会副委員長はこれでいくと、常任委員会で互選だとか。私が言っているのは、例えば総務厚生常任委員長の副委員長も入れないといけないようになりますよね。産業文教の副委員長も入れないといけないようになりますよね。ですから、そこはどういうふうに整理するか一人一役の表として別表で整理するか、選任方法は選任方法の表として作るかですね、そうしてもらえば非常に分かりやすいかなというふうに思いますんで、そこは検討していただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

言われるように若干、この表の作り方は何を基準に、基にしてしたのかと言いますと、今まで申し合わせ事項にありましたよね、別表というのが。ところがこの申し合わせは今度基準ができましたので全部抹消をしております。従って、それじゃあこの表は何を基本にして生かしたのかと言いますと、基準の委員会条例の7の委員の選出というのがありまして、基準の13ページの下からの方に5番目の組合等の議員の選任というところで、組合等の議員は別表に定めるとおりとし云々という、ここに別表というのをうたい込んで、それでこの別表が生きているということなんですよ。だから今まで、今局長が言いますように、議会で選出する役職をここに並べて、その代わり一人一役についてはさせないですよというような区分けをしているわけですね。であれば、今提案された広報広聴常任委員会の副委員長も入れて何ら問題ないと、入れるべきだろうということだろうと思いますね。その点はちょっと整理をさせたいと思います。他にありませんかね。いいですか。

それじゃ、暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を行います。休憩前に引き続き委員会を行いますけども、それは先ほど決めていただいたような形で、今の別紙のとおり決定をするということでございますのでご理解いただきたいと思います。

それでは次に、議会報告会の開催に伴う原稿についてを議題といたします。前回昨年の文書を見ていただくように配布をいたしまして、お気付きがあれば持ち寄って検討し

て、後は堤委員に整理をお願いしたいということを私申し上げておりましたが、副委員長からそれは委員長の責任じゃないかというような発言がありましたもんですから、私が前回のように文章を作つてみたので、一応今から配りますので見ていただいて、悪いところはどんどん削って、ちょっと長いようですからこれは広報広聴常任委員会で整理をしますので、一応原案なら原案として出せば、あの整理は広報広聴常任委員会がしますので、誤字脱字等あれば訂正していただきたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。議会報告会の開催に伴う広報広聴常任委員会への提出の原稿につきましては、先ほど配布をしていろいろ議論をいただいておりましたが、下から20行ぐらいに報酬を得るということを書いておりますが、これは抹消をしていくということと、もう1点はタブレットについて入れた方がいいんじゃないかと過去何回か協議をしてまいりましたので、そのことを堤委員が原案を作つて事務局に提出をしていただく。それをみんなで了解するということにしたいと思いますが、それで決定していいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように決定されました。なお、その決定されたものの原稿は13日前に広報広聴常任委員会に提出をするということで、もう事務局長に一任をしたいというふうに思いますが、いいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい。それじゃそのようにしたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

次に、先進地研修についてを議題といたします。現状につきまして、局長から経過を含めて説明をさせます。

青田局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

まず、7月に予定しておりました河南町、箕面市、門真市の方に連絡を取りまして、門真市についてはちょっと日程が合わないということで、河南町につきましては10月20日の10時30分から12時までオーケーを頂いております。箕面市につきましては10月19日14時から15時30分でオーケーを頂いております。ちょっと2カ所で少ないとということで金子委員とも相談をして、金子委員から八尾市と南丹市についてどうだろうかということでそちらの方にもちょっとアポを取つたんですけれども、ど

ちらともちよつと日程が合わないということで難しいというのが現状です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、今事務局長より経過について説明をいたしましたけども、まだ1、2決定がないようですけども、早々に整理をするように私自らも動いて一緒に協議をしたいというふうに思います。何か質問があれば。ありませんかね。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

新たな視察先を検討するものなのかなどうなのかですね。そこら辺はどう考えているのかな。前、精華町だったかな、そういう所も出ましたよね。そういうのは、前、参考に出た自治体なんかにも当たる予定をしているのかですね。そこはどうされるのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

青田局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

以前出た候補地も見てみたんですけども、この2カ所が決まっているんですけど、ちょっとそちらの方からは遠方で日程的にきついのかなということで、八尾市、南丹町の方を候補地として調べてみたんですけども、そちらは無理だったということです。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員、いいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

総務厚生でも意見があったんですけど、前回決まっていたのを延期っていうことでしたんですが、今回のように1カ所、門真市が駄目ということで2つは決定で、日程も19、20日でもう1泊で2カ所、どちらもICT関係なので目的はもうタブレットということであればそこで決定しても逆にいいのかなと思うんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。一応、事務局も相当努力をして他からのアドバイスも得ながらしておりますが、若干まだ時間ありますので先ほど言いますように、予定を決めていただいたことから言えば、私もう少し先ほど言いますように私自ら動いて最大限努力をする必要があるというふうに私は思っておりますから、今から終わったら再度事務局と協議をして、お加勢いただく人はお加勢いただきながらみんなで所期の目的が達成できるような努力を最大限していこうというふうに考えております。それでどうしてもうまくいかなければ、次回を、今から提案なんですが、10月の、開催の1週間ぐらい前、11日ぐらいにどうかなと思っておりますけども。もし皆さんご了解いただければ11日か12日ぐらいに決めていただき、それでそのときは視察の資料ですね、これを全部従来どおり作って、各訪問する所の概要、そういう質問、説明状況と現状と、それとい

いろいろ記録ができるようなそういう資料を従来作っておりますから、そういうものを皆さんに配布をし、日程表を付けて意思疎通を図っていきたいというふうに思っておりま
すのが 11 日か 12 日だろうと思うんですが、もしよかつたら何か。11 日がいいか、
12 日がいいか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

14 日に議員研修がありますよね。その日でも別に良くないですか。その確認だけ。
視察先の確認と日程っていうことであれば、もう同日の 14 日議員研修の前なりで良く
ないですかと思うんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

14 日はもう翌日が土日にかかるわけですね。何かこういろいろ協議する中で、もう
少し手助けが必要だというふうなこともあるかもしれませんし、若干開催したあとに日
にちを置いてした方が無難であるんじゃないかなという感じがするんですね。できれば
11 日か 12 日にと思うんですが、いいですか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

産業文教の事情から言わせていただければ、午前中の 11 時半ぐらいまでに終わるの
ならば 11 日がいいです。実はそれこそ議会報告会の原稿を産業文教常任委員会も確認
しようというふうに 11 日になってますんで、合わせていただければ非常に助かりま
す。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

そしたら、11 日の 9 時 30 分からでいいでしょうか。金子委員いいですかね。堤委
員もいいですかね。そしたら、11 日火曜日 9 時半に決定をさせていただきまして、そ
れまでには先ほど言いますように、今日を含めて最大限の努力をしていきたいと思いま
す。それじゃ以上でこの研修につきましては終わりますが、ちょっとつけ加えて申し上
げますけども、こういうコロナ禍の中で、まだまだ下火にはなったものの結構大阪、東
京にしましても、長与は昨日は 1 人だったようでしたけども、大分減っておりますけど
もまだまだ十分注意をする必要があるということからも、保険証は必ず持参をした方が
いいと。1 回私は鼻血が出まして、それで後の処理がもう大変困ったんですよ、やり取
りがですね。だから保険証は必ずお持ちをいただくということと、どうしても都合が付
かないと、体調の都合とかですね、そういう場合は早めに欠席届を、はつきり言って出
していただいた方が整理が付きますので、そういうようなことで、これはもうどうして
もの話なんですね。例えの話ですけども、そういう場合は欠席届を早めに出していた
だくということでお願いしたいと思います。他に今日話し合う必要があることについて
何かございませんかね。ちょっと待ってください。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっと事務局が今いらっしゃるので確認なんですが、議事録、会議録の公開がかなり遅いなど。今のやり方になったのは議事録の公開が早くなるからということでされたと思うんですが、本会議は3月議会まで普通の委員会が1月までで、もう上がっていないので、できればもう早めに上げていただけたら私たちも今日みたいな確認のときなんかも早くできますし、よかったですお願いできればと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

青田局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

できるだけ早くするように努力いたします。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

何度も私はちょっと言うようなんですが、このタブレットの購入を計画をするのかしないのかということで、私はもし今年度購入をするという計画を立てるんであれば、今度12月議会の補正なりがもう最後だと思うんですよ、予算的なもので。そこを、私の考えは前から言っていたように今年度中に準備をして、来年の改選後に皆さんに配るというような対応ができないかなというようなことはずっと申し上げているんですが。だから、コロナの交付金が使えるようであれば、そのタブレットと併せてこの4階のWi-Fiの設備まで含めて、そういうものまで含めて補正を組んで対応していただければどうかなあというのをちょっと思っているものですから、ずっと言っても何もなければ、ずっと3月までいって結局買えなかったと言えば、何にもならなかつたという話になるものですからね。買わないなら買わないでいいんですけど、せっかくコロナの交付金があるときに、もし他に使い道がないって言って返すような事態になるんであれば、ぜひ対応していただけないかなと思ってずっと言っているんですが。見込みはどうですかね。

○委員長（岩永政則委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

コロナの交付金なんですけれども、どういった使い方をするか、取り組みをするかによって交付金の対象になるかならないかっていうところなんですね。コロナの交付金、要するにコロナ対応に資する取り組みであればある程度自由度があるみたいなんですけれども、例えばデジタル化を進めるためとか、そういう理由だけでは要するにコロナ対応としての理由にそぐわないといいますか、そうなると交付金の活用というのがちょっと難しくなるかなというふうに考えています。なので、Wi-Fi環境を整備するとかそういうところだけではちょっと足りなくて、例えば、例ですけど、テレワークの推進とかリモートワークとかそういうところを行うことを目的に、そういうタブレットの

購入をするとかですね、そういういた取り組みが、どういった内容をやるかでコロナの交付金が充てられるかどうかっていうところは決まるようになっています。あとはちょっと町の方針というのも聞いてみたんですけども、町の方針としてはコロナの交付金なので、内部、庁舎内とかに使うよりはできるだけ住民サービスの方に直接資するような取り組みにできれば回すという方針というのは大本としては持っているみたいなところですね。今そういったところです。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういうことで交付金で取れるか取れないかちょっと分からぬ中で、理由を付ければ取れるんじゃないかなというような考え方で、大分前から交付金の対象にならないだろうかということも含めて、お願いをしていたつもりでいたんですけども。後々やっぱり買わないととなったときに、例えば単独で買うとなったら、これはもうあのとき何をしていたのかっていう話になりはしないかなと思いまして、お金的には、返すようであれば使えばどうかということを申し上げているわけで、そこら辺のあれはあるんですか。もし、対象になるならないは別にして、枠的にはもしやろうとすれば有るのか無いのか、そこら辺は分かりますかね。

○委員長（岩永政則委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

この前の9月議会の委員会でも、コロナの交付金の資料を皆さんにお示しされたかと思うんですけど、今、予算ベースで1,500万円ほど今、予算残が、枠が残っているというところで、年度末までにそういう特別それを活用するような取り組みがあれば、もちろんそっちに充てるような予定であると。決算ベースになった場合に少し執行残が出るんじゃないかなっていうところもあると思うんですけども、コロナの交付金というのが段階を経て年度ごとにずっと追加で交付がどんどんされているので、町の考え方としては、言えば令和4年度でもう使えなくなる交付金に先に事業を全部充てて、来年度以降も使える交付金を次年度に残していくという形で、返還ということは基本的には考えてはいないというところは言っておりました。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

9月の議会の時点で1,500万円ぐらい余りがあるということで言われたと思うんですが、恐らくなんですが、私のこれ、感じなんですが、今商品券を販売していますよね。これが世帯満額で一応予算は組まれているんですよね。財源、その交付金をあてにして。恐らくこれ買わない人も結構いると思いますので、その買わなかつた分はもう前

回は再販をしないということでそのまま残したわけですよね。恐らくその分がまたドンと上乗せで残ってくるんじゃないかなと私は思っているんですよ。先ほど最初に申し上げたように、もうやるなら12月議会の補正しかないと思っておりますのでね。やるのかやらないのか、議会の中で決めて私はいいんじゃないかなというふうな感じはしておりますんですけどもですね。それを事務局が勝手に決められないのも分かりますけどもですね。

○委員長（岩永政則委員）

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

タブレットの件は、もう時代の流れからも言って、今、浦川委員が言うように考えるべき、入れるべきときに来ているかなと思っております。ただ今私もこっちの方があまり通じないので分からないですけども、結局、入れよう入れようということだけが先走って、今言うように事務局もいろいろ考えていただいて、いろいろどのような用途に使われるのか、補助金を、そういうのを利用されるのかという、その辺も私の感覚の中ではあまりこうまだ話し合っていないのかなという感覚がありますので、この研修を機にちょっとスピードアップしながら進めていけばいいんじゃないかなと思っております。私自身は進める気持ちは持っておりますので、ご理解いただければと思っております。それでお互いに研究をしながら、もうできるだけ早く入れきれば、そうしないと事務局もそういうふうに考えてはくれておりますので。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

今度の研修もタブレットに絞っていくわけなんでしょう。一応研修が終わったら、早々にこのタブレットを、冒頭に言いましたね、最初に言いましたように、今日はタブレットをする予定であったんですけども、研修に行く予定がありますので、だから研修が終わった後に早々に議運を開催したいと予定を考えておりますという、これ申し上げましたように、私の手帳には、月末には委員会を開催しようというふうに予定をですね、皆さんに諮っていこうというふうに思って書いております。やっぱり今、議長が言われるように、どういう活用の仕方を今後していくのかという、そういう基本的な考え方も踏まえて協議を早々にしていこうというふうに皆さんもそう思っておられるわけですから、協議をして、そしてできれば11月の末までには遅くともその意思決定を議会として決定をしていこうと、議運としてもそういうふうに考えておりますので、精力的に協議をしていくように委員長としても考えておりますので、ご協力方をよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

意思決定というのはあれですか。11月末に意思決定というのは、やるかやらないかの話なんですか。私はもうやる前提でこういう研修とかも決まっていっているのかなと

思っていたんですよ、やるという前提で。まだやらないという選択肢が残っていたんですね。何でかというと、何回も行っているじゃないですか、タブレットの研修なんかも。よそから呼んででもしているし。そして当然やるものだとずっと思っているんですね。たまたまそこに交付金の国からのお金があるからですね。そのまま何もなければそんなバタバタして言いませんよ、何も。町の財政のことも心配してこの時期に、もうやると決まっているものだと思っていたものですから言っているだけですね。しかも、今の委員長の話では、11月末ぐらいに方針を出してということで、それは恐らくやるかやらないかの方針だと思うんですけども、そうなるともう今年度国から付けていただいている交付金は使われないわけですね。だから心配して言っているだけの話で。もっとそういうのを早くやるやらないくらいはもう早く決めて、決めた上で研修あたりに行つた方がいいんじゃないかなと私は思いますけどね。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

他にないですかということで聞いたところ今1、2点出てまいりましたけどね、いいですかね。いいですね。他、いいですかね。そしたら、そういうことで次回は10月11日開催ということで、通知文はもう送りませんので、ラックに入れておきますのよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、本日の議会運営会の全日程を終了いたします。お疲れさまでした。

（閉会 11時06分）